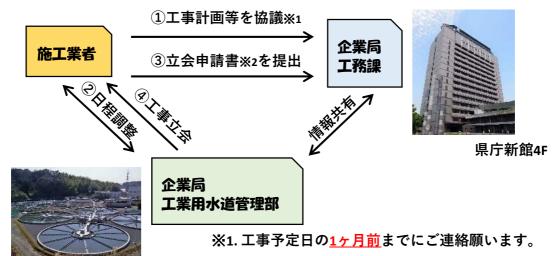


工業用水管付近で工事をされる皆様へ

本県では、大分地区臨海工業地帯に立地する企業へ工業用水を供給しております。

工業用水管への接触による漏水事故を未然に防止するため、企業局職員による工事立会を行っており ますのでご協力をお願い申し上げます。

◯工事立会までの流れ



判田浄水場

※2. 申請様式は、①の来庁時にお渡し致します。

また、工事内容の分かる資料や写真の添付をお願いします。



☎連絡先

工務課 工業用水管理班 097-534-6772, FAX: 097-532-1712

工業用水道管理部(判田浄水場) 097-597-1220 https://www.pref.oita.jp/site/kigyokyoku/

大分県企業局

検索



※裏面もお読みください!

工業用水施設近接工事について

平素からの工業用水道事業運営へのご協力に感謝申し上げます。

大分県企業局では、近接工事による工業用水施設の漏水事故を未然に防止するため、下記事項を十分ご理解のうえ、設計及び施工して頂くようお願いしております。

記

- 1. 工業用水施設に近接した工事を計画している場合は、企業局職員と事前に協議するようお願い致します。
- 2. 工事前に試掘を行うことを原則とします。
- 3. 試掘及び本工事に際しては企業局職員が立会いますので、施工1週間前までに企業局へ連絡をしてください。掘削や探査棒などによる工業用水管との離隔の確認を行います。
- 4. 近接して布設または構造物等を施工する場合は、工業用水管の口径に応じて表のとおり離隔を保ってください。但し、諸事情により離隔が確保できない場合は、企業局職員と事前協議してください。

	口径500mm未満	口径500mm以上
離隔	30cm以上	50cm以上

- 5. 地盤の掘削においては土砂の崩壊及び沈下等により、工業用水施設への影響が生じないように適切な措置を行ってください。
- 6. 工事に起因して漏水事故等が発生した場合は、復旧費用並びに、断水による受水企業に生じた損害等を補償していただきます。